

2024年4月1日開始事業年度の期首から適用

法人税等会計基準の公開草案、 大きな変更なしで決定へ

企業会計基準委員会（ASBJ）は6月8日まで意見募集を行っていた企業会計基準公開草案第71号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等に対して寄せられたコメントについての検討を開始したが、公開草案からの大きな変更はなく決定する方向となっている。適用は、2024年4月1日以後開始する事業年度の期首からとされ、2023年4月1日以後開始する事業年度の期首からの早期適用を容認している。

退職給付を想定も、今後の基準開発や税法の改正で追加の可能性

企業会計基準委員会は3月30日、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等を公表し、6月8日まで意見募集を行っていた。寄せられたコメントについては公開草案に賛成するものが多く、大きな変更なしで正式決定される運びとなりそうだ。

法人税等会計基準案では、「税金費用の計上区分」が見直される。当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することになる。

ただし、例外として、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税、住民税及び事業税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上できるとされており、現時点では退職給付に関する取引が想定されている。

この点、退職給付に関する取引について

は、課税の対象となる掛金等の額に数理計算上の差異等に対応する部分が含まれるか否かは一概に決定できず、また、その金額の算定は困難であることから設けられた定めであるとし、同委員会では、今後の会計基準の開発や税法の改正によって、同様の状況が生じる可能性があることから、退職給付に関する取引に限定した記載ではなく、「株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難である場合」などの要件を定めたものであると説明している。

通算税効果額も発生源に応じて区分計上

そのほか、寄せられたコメントを踏まえ、グループ通算制度を適用している場合の通算税効果額についても発生源となる取引等に応じて、各区分に計上するように、実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」を改正することとしている。

株主資本を相手勘定として計上する旨を追加

また、繰延税金資産又は繰延税金負債の計算に用いる税法が改正された場合の取扱い